

東浜電光掲示板広告掲載概要

1. 放映時間

- ・ **1 枠につき約 15 秒**です。例えば 30 秒の広告だと 2 枠分の扱いとなります。
- ・ **広告 1 枠の 1 日あたりに流れる最低保証回数としては、300 回**となります。
1 週 3 分を上限とした大枠内で各広告を流しています。よって広告数が少なければその分大枠の時間が短くなるため、1 枠あたりの流れる回数も多くなります。
- ・ 広告の放映時間は、午前 7 時 00 分から午後 10 時 00 分までとなります。但し、音声データに関しては、午後 9 時 00 分から午後 10 時 00 分までは周辺住宅等への配慮のため、音声なしの映像のみを流します。

2. 掲載期間

- ・ 掲載期間は、1 か月単位で 1 年を超えない範囲とします。町長の承諾を得ることで、2 年を超えない範囲内で掲載期間を更新することができます。

3. 掲載可能な広告の規格

掲載可能な画像（静止画）、動画の形式、規格は以下のとおりです。

静止画	動画
JPEG(JPG)、GIF、PNG、BMP	AVI、MPEG、WMV、MP4、PowerPoint、Flash

画面比率



4. 広告掲載料

月額料金 10,000 円（1 枠 15 秒あたり）

※毎月 1 日を基準にしてその使用期間が 1 月に満たない場合でも 1 月分の掲載料を納入するものとします。

5. 広告原稿（データ）の作成および費用

広告の原稿（データ）については、3. の規格に基づいたものを、**掲載希望者において作成するものとします。また作成及び提出に要する費用等の一切は掲載希望者の負担となります。**

6. 広告の募集から掲載までの流れ

- ① 掲載を希望される方は、広告内容を記載した与那原町情報発信大型ビジョン広告掲載申込書（様式第1号）を必要書類とともに、下記窓口まで提出してください。
なおメール、申し込みフォームでの提出も可能です。
（申し込みフォーム）<https://logoform.jp/f/ikAq0>
- ② 町にて、提出された書類の内容を確認、審査し、掲載の可否を連絡いたします。
- ③ 掲載が決定した場合は、与那原町情報発信大型ビジョン広告掲載依頼書（様式第4号）を提出してください。このとき掲載する広告データ（画像、動画）も提出いただくため、規格に沿ったデータをご準備ください。
- ④ 町にて、掲載希望日に広告をビジョンへ掲載します。
- ⑤ 後日、町が発行する納入通知書により納入期限までに広告掲載料をお支払いください。

※各種様式については、町ホームページよりダウンロードいただけます。

<https://www.town.yonabaru.okinawa.jp/soshiki/2/3804.html>

もしくはホームページトップより「電光掲示板」と検索してください。

【問い合わせ先・窓口】

与那原町総務課 電光掲示板担当

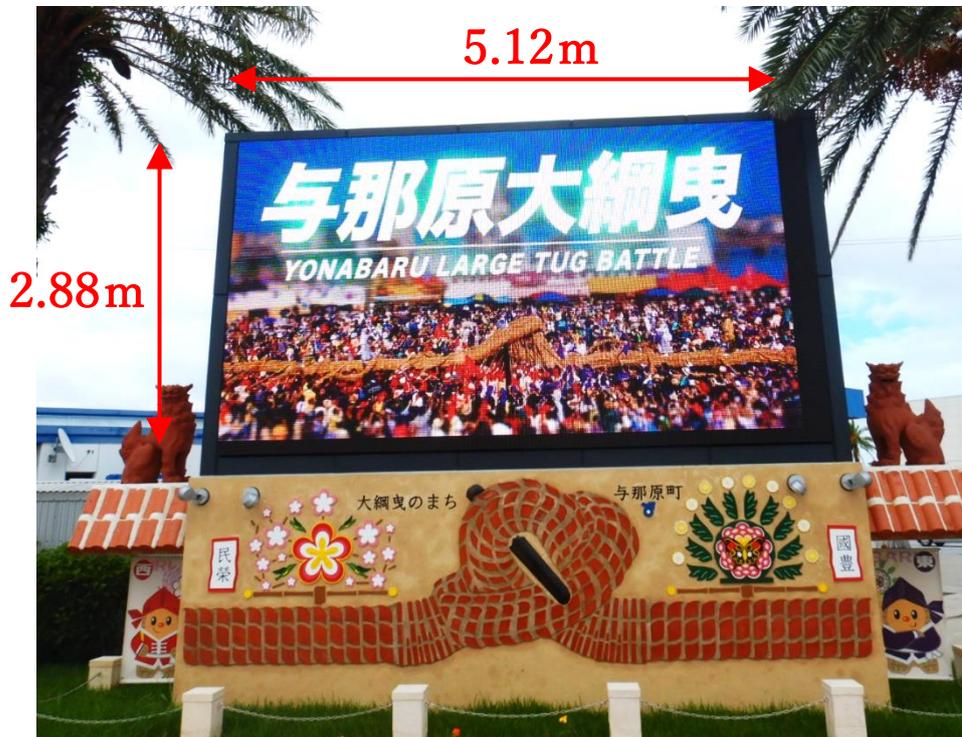
TEL 098-945-2201

FAX 098-946-6074

メール yonabaru-hp@town.yonabaru.lg.jp

7. 電光掲示板のサイズ、実物、所在地

① 表示画面のサイズ及び実物写真



② 所在地

与那古浜公園十字路口付近（東浜68番地1の2）※地図中央マーカー箇所

